

花巻市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルを実施します。

令和 8 年 8 月 24 日

花巻市長 小 原 勝



記

1 花巻市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの概要

参加申込期間 令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 7 日（月）

- 参 加 資 格
- (1) 令和 7・8 年度花巻市指名競争入札参加資格を有し、花巻市業種別物品業者一覧表の「役務の提供（給食調理業務）」に登録している者、又は同等の資格を有することを確認するため、別に定める書類を提出し、その内容の審査を受けて資格を有することが認められた者であること
 - (2) 入札公告日までに、花巻市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること
 - (3) 国や地方公共団体が発注した契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと
 - (4) 令和 8 年 8 月 1 日から起算して、過去 1 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく処分を受けた者でないこと
 - (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
 - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
 - (7) 本件委託事業開始日までに、岩手県内に本社、支店、営業所等を有していること
 - (8) 花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等に該当する場合又はこれらと密接な関係を有する者がいないこと
 - (9) 平成 29 年度以降に、岩手県内において学校給食の調理業務の受託実績を有していること

申 込 方 法 花巻市公式ホームページに掲載されている「花巻市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル実施要領」に基づき行うこと。

2 花巻市学校給食センター調理等業務の概要

業務の内容 本市では、学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づき、将来にわたった安心安全な給食の提供等を実現することを目的に、民間活力を導入しながら優れた調理業務・衛生管理能力を確保し、業務の効率性を図るため、一部の学校給食センターが行う調理業務を民間事業者に委託している。そのうち、大迫学校給食センターについては、令和8年度末をもって契約満了となることから、今後も安定した学校給食を提供するため、令和9年度から令和13年度までを期間とした調理等業務を委託する。

業 務 期 間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

花巻市学校給食センター調理等業務の詳細については、花巻市公式ホームページに掲載されている「花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託仕様書」を参照すること。

【問い合わせ先】

花巻市教育委員会学校給食管理室（電話 0198-41-3145）